合計特殊出生率と主な施策等

（参考資料）

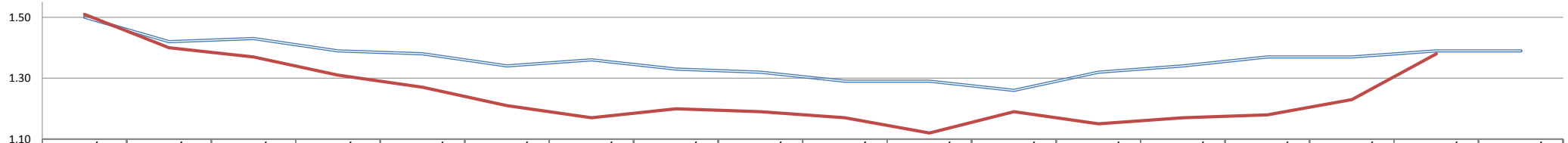

	Ｈ６年 1994	Ｈ７年 1995	Ｈ８年 1996	Ｈ９年 1997	Ｈ１０年 1998	Ｈ１１年 1999	Ｈ１２年 2000	Ｈ１３年 2001	Ｈ１４年 2002	Ｈ１５年 2003	Ｈ１６年 2004	Ｈ１７年 2005	Ｈ１８年 2006	Ｈ１９年 2007	Ｈ２０年 2008	Ｈ２１年 2009	Ｈ２２年 2010	Ｈ２３年 2011
国	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39
川越市	1.51	1.40	1.37	1.31	1.27	1.21	1.17	1.20	1.19	1.17	1.12	1.19	1.15	1.17	1.18	1.23	1.38	
国の施策	・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定 ・「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策5カ年計画）策定 ・「児童の権利に関する条約」批准	・雇用保険法改正（育児休業給付の支給開始）		・児童福祉法の大幅改正 ・人口問題審議会「少子化に関する基本的な考え方について」報告書を提出	・厚生白書で少子社会について問題提起 ・総理が主催する「少子化への対応を考える有識者会議」設置 ・「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」を報告	・「少子化対策推進基本方針」策定 ・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）策定	・「児童虐待の防止等に関する法律施行 ・「健やか親子21検討委員会」報告	・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・保育所待機児童ゼロ作戦	・「少子化対策プラスワン」策定	・「少子化対策基本法」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」策定	・「少子化社会対策大綱」策定 ・「子ども・子育て応援プラン」策定 ・「児童虐待防止法及び児童福祉法」改正	・「次世代育成支援対策推進法」施行		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定	・「新待機児童ゼロ作戦」策定 ・「児童福祉法・次世代育成支援対策推進法」の改正	・「育児・介護休業法」改正	・「子ども・子育てビジョン」策定	
市の施策 手当等	・助産費（24万円）を廃止→出産育児一時金創設（30万円）			・「川越市児童育成計画」（母子保健編・保育対策関係事業編）策定			・「川越市児童育成計画」（健全育成編）策定 ・児童手当の対象拡大（3歳未満→就学前まで）	・地域子育て支援拠点施設増設（1カ所→2カ所）	・地域子育て支援拠点施設増設（2カ所→3カ所）	・乳幼児（こども）医療助成制度（入通院通院を小学校就学前まで）	・児童手当の対象拡大（就学前まで→小3修了前まで） ・地域子育て支援拠点施設増設（3カ所→4カ所）	・地域子育て支援拠点施設増設（4カ所→6カ所） ・「かわごえ子育てプラン前期計画」開始	・こども医療費助成制度の変更（入院を15歳の年度末まで拡大し、自己負担を廃止） ・児童手当の対象拡大（小3→小6所得制限緩和） ・地域子育て支援拠点施設増設（6カ所→10カ所） ・出産育児一時金改正（35万円）	・児童手当の条件緩和（3歳未満に対する支給額が第1・2子につい倍増し、一律月額1万円） ・パパ・ママ応援シェアプロジェクト事業開始 ・地域子育て支援拠点施設増設（10カ所→11カ所）	・地域子育て支援拠点施設増設（11カ所→13カ所）	・赤ちゃんの駅事業開始 ・地域子育て支援拠点施設増設（13カ所→16カ所） ・出産育児一時金改正（42万円）	・こども医療費助成制度の変更（通院、入院時食事療養費の拡大し、就学前から9歳年度末まで廃止） ・標準負担額を廃止 ・子ども手当制度の開始（中学校終了前まで拡大） ・地域子育て支援拠点施設増設（17カ所）	・子育てトワイライトステイ認定事業開始 ・児童虐待防止ＳＯＳセンター開設 ・地域子育て支援拠点施設増設（17カ所→20カ所）